

芦 監 報 第 1 6 号

平成31年1月11日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎

同 山 田 みち子

定期監査（事務監査）結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき，定期監査（事務監査）を行ったので，同条第9項の規定によりその結果を報告する。

## 定期監査（事務監査）結果報告書

- I 監査の種類 定期監査（事務監査）
- II 監査の対象 企画部各所管課（市長室・政策推進課・情報政策課・広報国際交流課・お困りです課・市民参画課），総務部各所管課（人事課・用地管財課・契約検査課・文書法制課），総務部（財務担当）各所管課（財政課・課税課・債権管理課），会計課，消防本部，市議会事務局総務課，選挙管理委員会が，平成29年度に実施した歳出事務のうち，「委託料」，「工事請負費」及び「補助及び交付金」に係る予算執行事務
- III 監査の期間 平成30年10月22日から平成30年12月17日まで
- IV 監査の実施内容 関係書類の確認及び職員からの聴取等を行い，監査対象事務が関係法令，本市規則及び本市内規等を遵守し，合理的かつ効率的に行われていたかを確認した。
- V 監査の結果 次のとおりである。

[市長室]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

市長室には、課長1名、係長1名、臨時的任用職員（事務補助）2名が配置されている。

事務事業としては、市長及び副市長の秘書・儀式及び交際・褒賞及び表彰その他栄典・危機管理・内部統制・事業継続計画に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
総務費・一般管理費	8,569,000	5,230,769
災害対策費	385,000	104,905
計	8,954,000	5,335,674

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていた。

[政策推進課]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

政策推進課は、課長1名、主幹2名、係長1名、主査1名、一般事務職5名が配置されている。

事務事業としては、政策の企画及び総合調整・管理会議、庁議及び庁内調整会議・市議会質問通告・芦屋国際文化住宅都市建設法・地方分権・文化推進基本計画の策定及び調整・芦屋市文化推進審議会・兵庫県市長会・総合教育会議・総合計画の策定及び進行管理・行政改革・行政評価・まち・ひと・しごと創生総合戦略に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
総務費・一般管理費	105,906,000	72,292,494
計	105,906,000	72,292,494

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていた。

[情報政策課]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

情報政策課には、課長1名、係長1名、一般事務職1名が配置されている。

事務事業としては、行政情報化に係る計画及び調整・地域情報化に係る研究及び調整・電磁的に記録されたものに係る情報セキュリティ対策・情報ネットワークシステム・住民情報システムの調整・OA機器等の導入に係る指導、助言及び設置に係る調整に関することである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
総務費・一般管理費	174,753,000	147,666,051
計	174,753,000	147,666,051

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 芦屋市インターネット系グループウェア保守業務など、請書及び委託契約書を交わして行う業務委託料の支払いについては、請求があった日から30日以内に支払うと書面に定められているが、30日以内に支払われていないケースが散見されたので、支払時期を守って支払うよう改められたい。
- (2) 芦屋市消防庁舎3階LAN配線業務など、芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書を省略した少額の契約案件で、支払時期が明記された書面のないものが見受けられたが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については支払請求のあった日から15日を超えて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。

[広報国際交流課]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

広報国際交流課には、課長1名、課長補佐1名、係長1名、一般事務職3名、嘱託職員（広報編集員）2名、臨時的任用職員（事務補助）2名が配置されている。

事務事業としては、広報紙、市勢要覧その他広報刊行物・CATV広報チャンネルの番組制作・ホームページの作成・報道機関・国際交流に係る総合調整及び推進・潮芦屋交流センター・在住外国人に関する支援及び調整に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
総務費・一般管理費	28,940,000	22,185,541
文書広報費	44,041,000	38,421,542
その他公共公用施設災害復旧費	1,133,000	1,026,000
計	74,114,000	61,633,083

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 写真データ化業務委託など芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書を省略した少額の契約案件で、支払時期が明記された書面のないものが見受けられたが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については支払請求のあった日から15日を超えて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。なお、本件では契約締結決裁の伺い文中に支払時期が明記されていたが、それだけでは相手方に支払時期が伝わっていないことに留意されたい。

[お困りです課]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

お困りです課には、課長1名、係長1名、臨時的任用職員（事務補助）1名が配置されている。

事務事業としては、市民相談・広聴に関することである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
総務費・一般管理費	3,011,000	2,904,388
計	3,011,000	2,904,388

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていた。

[市民参画課]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

市民参画課には、課長1名、係長1名、一般事務職2名、臨時的任用職員（事務補助）1名が配置されている。

事務事業としては、市民参画・協働・あしや市民活動センター・コミュニティの推進・自治会等の地縁による団体・集会所の設置及び管理・ボランティア等に係る総合調整・都市間交流・文化行政の総合調整及び文化活動の支援に関することである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
総務費・一般管理費	113,078,000	104,559,270
文書広報費	22,000	8,140
計	113,100,000	104,567,410

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていた。

[人事課]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

人事課には、課長1名、主幹1名、係長3名、主査4名、一般事務職6名、臨時的任用職員（事務補助）6名が配置されている。

事務事業としては、職員の任免、配置、分限、懲戒及び服務並びに表彰、試験、選考及び人事評価等人事・被災地の災害復旧・復興業務等に係る長期派遣等・臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員・執務環境、健康管理及び健康推進・公務災害補償・福利厚生・組織及び定数・人材育成・研修・働き方改革・職員団体、職員の労働組合その他労務管理・職員の給与及び報酬に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
総務費・一般管理費	58,652,000	48,630,082
計	58,652,000	48,630,082

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていた。

[用地管財課]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

用地管財課には、課長1名、係長1名、一般事務職1名、主席副技能長1名、臨時的任用職員（事務補助）2名が配置されている。

事務事業としては、公有財産の取得、管理、処分等の事務の総括・財産区財産の管理及び処分並びに財産区共有財産管理委員会・庁舎の管理・市の区域及び境界・物品の管理、補修及び不用処分・車両の管理統括・用地利用計画の総括・芦屋市公有財産評価委員会・宅地造成事業に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
総務費・一般管理費	314,000	284,930
財産管理費	704,316,000	648,428,976
庁舎建設費	812,106,000	415,935,846
土地取得費	1,670,000	666,240
計	1,518,406,000	1,065,315,992

[公共用地取得費特別会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
用地買収費	402,000	0
事務費	11,492,400	4,395,922
元金	4,532,300,000	453,230,000
利子	70,594,000	69,593,024
繰出金	85,000,000	85,000,000
計	4,699,788,400	612,218,946

## [宅地造成事業特別会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
宅地造成事業費	219,100,000	202,962,800
計	219,100,000	202,962,800

## [打出・芦屋財産区共有財産会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
財産区財産管理費	8,200,000	3,812,940
計	8,200,000	3,812,940

## [三条・津知財産区共有財産会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
財産区財産管理費	1,800,000	1,264,720
計	1,800,000	1,264,720

## 3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) パーテーション解体移動仮置き場作業など、請書及び委託契約書を交わして行う業務委託料の支払いについては、請求があった日から30日以内に支払うと書面に定められているが、30日以内に支払われていないケースがあったので、支払時期を守って支払うよう改められたい。
- (2) 市立芦屋高等学校跡地斜面点検調査業務など、芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書を省略した少額の契約案件で、支払時期が明記された書面のないものが見受けられたが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については支払請求のあった日から15日を超えて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業

務仕様書等, 契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。なお, 本件では契約締結決裁の伺い文中に支払時期が明記されていたが, それだけでは相手方に支払時期が伝わっていないことに留意されたい。

[契約検査課]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

契約検査課には、課長1名、係長1名、主査（再任用職員）1名、一般事務職2名、一般技術職1名、臨時的任用職員（事務補助）2名が配置されている。

事務事業としては、契約業務に係る調査、研究及び指導・指名参加願の処理・業者選定委員会・競争入札による契約・特定の者との随意契約・物品調達・工事の監査に関することである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
総務費・一般管理費	3,109,000	2,581,280
計	3,109,000	2,581,280

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていた。

[文書法制課]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

文書法制課には、課長1名、係長2名、主査2名、技能長1名、一般事務職2名、再任用職員1名、そして臨時的任用職員（事務補助）3名、臨時的任用職員（作業補助）1名が配置されている。

事務事業としては、情報公開制度及び個人情報保護制度・公印・文書の収受、配布及び発送・文書の管理・事務報告書の作成及び行政資料の配架・国勢調査等統計調査・庁内印刷及び複合機の管理・市議会・公告式・条例、規則その他例規文書の審査、解釈、調整等・訴訟、和解及び調停の調整並びにその他法制・芦屋市行政不服審査会に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
議会費	17,640,000	14,939,204
総務費・一般管理費	13,765,000	6,093,735
文書広報費	38,523,000	31,127,974
統計調査費	2,423,000	1,885,217
計	72,351,000	54,046,130

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていた。

[財政課]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

財政課には、課長1名、主査4名、臨時的任用職員（事務補助）1名が配置されている。

事務事業としては、予算の編成及び執行計画・市債その他資金計画・地方交付税・財源確保・財政収支・財政の健全化に関することである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
総務費・一般管理費	536,340,000	534,012,850
元金	4,167,852,000	4,167,851,659
利子	606,837,000	528,286,159
公債諸費	1,000	959
予備費	13,435,000	0
計	5,324,465,000	5,230,151,627

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていた。

[課税課]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

課税課には、課長1名、係長3名、一般事務職22名、臨時的任用職員（事務補助）13名が配置されている。

事務事業としては、税制の調査及び研究・個人の市民税、県民税、固定資産税、都市計画税、及びその他市税等の賦課、減免、徴収猶予、収納の確認、還付等・原動機付自転車等の標識の交付・市税等に係る各種証明書の交付並びに閲覧・口座振替事務・固定資産の調査及び評価に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
賦課徴収費	273,336,000	260,961,637
計	273,336,000	260,961,637

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 平成29年度固定資産税基幹システム改修業務などにおいて、契約書第10条第1項にある業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われていた。契約書では、委託者は業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払を請求するとあることから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。

[債権管理課]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

債権管理課には、課長1名、係長1名、主査1名、一般事務職6名、臨時的任用職員（事務補助）3名が配置されている。

事務事業としては、市税等の納付督促、滞納処分・納付猶予及び不納欠損・他課からの移管を受けた未収強制徴収公債権の納付督促、滞納処分及び納付猶予・使用料及び手数料等市徴収金の総括管理に関することである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
賦課徴収費	2,571,000	1,645,442
計	2,571,000	1,645,442

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていた。

[会計課]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

会計課には、課長1名、係長1名、主査（再任用職員）1名、臨時的任用職員（事務補助）3名が配置されている。

事務事業としては、現金、有価証券及び担保物の出納保管・小切手の振出し・支出命令の審査及び支出負担行為の確認・決算の調整・現金及び財産の記録管理・出納員等・指定金融機関・金融制度の調査及び研究に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
総務費・一般管理費	2,970,000	2,582,263
計	2,970,000	2,582,263

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 光学文字読取システム保守業務委託について、契約書第10条第1項にある業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われていた。契約書では、委託者は業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払を請求するとあることから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。

## [消防本部]

### 1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

消防本部には、総務課に課長1名、係長2名、主査2名、消防職15名、臨時的任用職員（事務補助）1名、警防課に課長1名、主幹1名、課長補佐2名、係長9名、主任8名、消防職11名、再任用職員4名、救急課に課長1名、課長補佐1名、係長2名、主任3名、消防職6名、予防課に課長1名、係長2名、主任4名、消防職3名、再任用職員1名が配置されている。

事務事業としては、総務課は予算及び決算、本部内の施策に係る企画、調整及び進行管理、職員の人事等、職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する事、警防課は警防計画、火災の警戒及び消防活動、水防活動、消防通信の指令及び統制、車両及び消防用機械器具の整備計画に関する事、救急課は救急業務の基本計画、救急活動、救急救命士の育成に関する事、予防課は火災予防計画、自主防災組織の育成指導、危険物等の規制に関する事などが主なものである。

### 2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

なお、消防本部の予算は消防本部総務課に一括して配当されている。

目	予算現額	支出済額
常備消防費	774,057,000	738,694,196
非常備消防費	33,343,000	26,507,242
水防費	2,302,000	2,211,335
計	809,702,000	767,412,773

### 3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

(1) 破傷風ワクチン接種に伴う業務委託（総務課）及び平成29年度救急隊員等のインフルエンザワクチン接種業務委託（救急課）については、実施決裁中に当該業務委託に係る契約根拠及び業者選定理由が明記されていなかったため、これら事項を明記するよう改められたい。

(2) 上記、破傷風ワクチン接種に伴う業務委託など、芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書を省略した少額の契約案件で、支払時期が明記された書面のないものが見受けられたが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたもの

とみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については支払請求のあった日から15日を超えて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。

[市議会事務局]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

市議会事務局総務課には、課長1名、主査1名、主任1名、臨時的任用職員（事務補助）2名が配置されている。

事務事業としては、儀式、交際及び接遇・議長及び議長の職務を行う副議長の秘書業務・議員の報酬及び身分・芦屋市議会議員共済会及び議員互助会・政務活動費の支出及び精算並びに関係書類等の閲覧・事務局の庶務に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
議会費	413,764,000	395,313,119
計	413,764,000	395,313,119

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 芦屋市議会事務局車両供給業務委託など、契約書及び請書を交わして行っている業務の委託料の支払いについて、請求があった日から30日以内に支払うと書面に定められているが、30日以内に支払われていないケースがあったので、支払期日を守って支払うよう改められたい。
- (2) 芦屋市議会ホームページ構築業務委託など、芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書を省略した少額の契約案件で、支払時期が明記された書面のないものが見受けられたが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については支払請求のあった日から15日を超えて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。

[選挙管理委員会]

1 組織及び事務事業（平成30年3月31日現在）

選挙管理委員会には、課長1名、係長1名、一般事務職1名、再任用職員1名が配置されている。

事務事業としては、選挙・投票の管理執行、政治資金規正法、直接請求、選挙人名簿の登録、選挙人名簿の閲覧、常時啓発及び芦屋市明るい選挙推進協議会に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成30年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
選挙管理委員会費	6,015,000	5,784,639
選挙啓発費	546,000	395,490
各委員選挙費	80,000	64,260
知事選挙費	24,079,000	19,133,730
衆議院議員選挙費	25,114,000	21,789,924
計	55,834,000	47,168,043

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 衆議院議員総選挙に係るホームページ制作業務など、芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書を省略した少額の契約案件で、支払時期が明記された書面のないものが見受けられたが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については支払請求のあった日から15日を超えて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。

## 意見

今回の事務監査においては、平成29年度の「委託料」、「工事請負費」及び「補助及び交付金」に係る歳出事務について監査を行った。

ちなみに歳出事務のうち上記の支出費目を重点対象として監査をしたのは、これらの支出については、業者の選定から契約の締結、事業の実施、事業完了の確認、支払いに至るまで多くの手続きがあるが、これらすべての手続きについて透明性が求められることから、一連の事務がすべて適正に行われているかどうかを確認する必要があったからである。

なお、個別の指摘事項については既に記したとおりであるが、その他意見として下記のことを述べておきたい。

まず、契約内容について言うと、契約書や請書が省略されている少額の契約案件において、全体として手続きが簡素であるがゆえに契約内容が不明瞭、不十分となる傾向が見られるので注意されたい。特に、個別で指摘したとおり、支払時期については法律に抵触せぬよう十分留意し、支払遅延をなさぬようにされたい。

次に、支払いについて言うと、NPO法人や特定非営利活動法人等を相手先とした委託料（指定管理料）について、相手方が債務を履行する前に年度分の契約金額の全額が支払われているケースが見られたが、財務会計規則等に照らし合わせると委託料の先払いは適切とは言えない。しかし、指定管理料を先払いしなければならない事情が認められるケースもあることから、そのようなケースについては、関係課と協議し、実態に合わせて関係規則を整理する等の対応をなされたい。

ところで、業務完了報告書の提出を受けずに検収調書を作成し、委託料を支払っているケースのあることを一昨年より指摘しているが、今回の監査において上記のケースの減っていることが確認され、これが上記の指摘によるものであるとすれば、監査委員としても喜ばしいことである。

なお、前回の事務監査においても意見したとおり、委託業務によっては、業務完了報告書の提出を受けずとも納品書や成果品自体で検査・検収ができるケースもあるので、これらについては実情に即した対応をされたい。

最後に、補助金について言うと、補助金については芦屋市補助金要綱等に基づいた手続きがなされるべきことは当然であるが、現在も本来の助成目的に沿った補助がなされているかどうかについて、常に確認、点検を行うよう努められたい。特に、同一団体へ毎年反復継続して補助金を支出しているものなどは、書類のみならず、団体の活動実態等についても適宜、確認をするよう努められたい。

以 上